

日薬連発第 309 号  
2024 年 5 月 2 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会  
(押印省略)

**【通達発出】労働安全衛生規則の一部を改正する  
省令の施行について（連絡）**

標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課より、下記及び別添のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願いたします。

**【「厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課」からの連絡文】**

標記につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 79 号）を 4/25 に公布したことに伴い、令和 6 年 4 月 25 日付け基発 0425 第 1 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」を発出しましたので共有いたします。

---

厚生労働省 労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課 化学物質評価室 基準係  
TEL（代表）：03-5253-1111  
TEL（直通）：03-3502-6756（内線 5618）  
FAX：03-3502-1598

---